

◎新潟県告示第1541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、関係図書は、新潟県土木部都市局都市政策課及び新潟県上越地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年11月14日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類
上越都市計画区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 上越都市計画市街化区域
 - ア 追加する部分
上越市大貫四丁目の一部
 - イ 削除する部分
なし
 - (2) 上越都市計画市街化調整区域
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
上越市大貫四丁目の一部